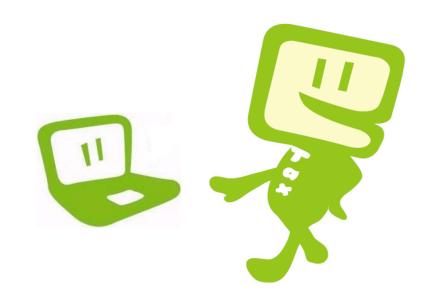
まじめよう。 eーTax

NISAコーナーを利用した NISAに係る手続編



令 和 6 年 1 月 国税庁

~ はじめに ~

「NISA コーナー」を利用すると、金融商品取引業者等の営業所の長が 所轄税務署長に対して提供する届出事項等を、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を使用して送信することができます。

また、「NISA コーナー」を利用すると、開始届出書のオンライン提出、 CSV ファイルから e-Tax へ送信可能なデータへの変換、電子署名の付与、 送信までを一連の操作で行うことができます。

このマニュアルでは、「NISA コーナー」を利用した NISA に係る手続を 説明しています。

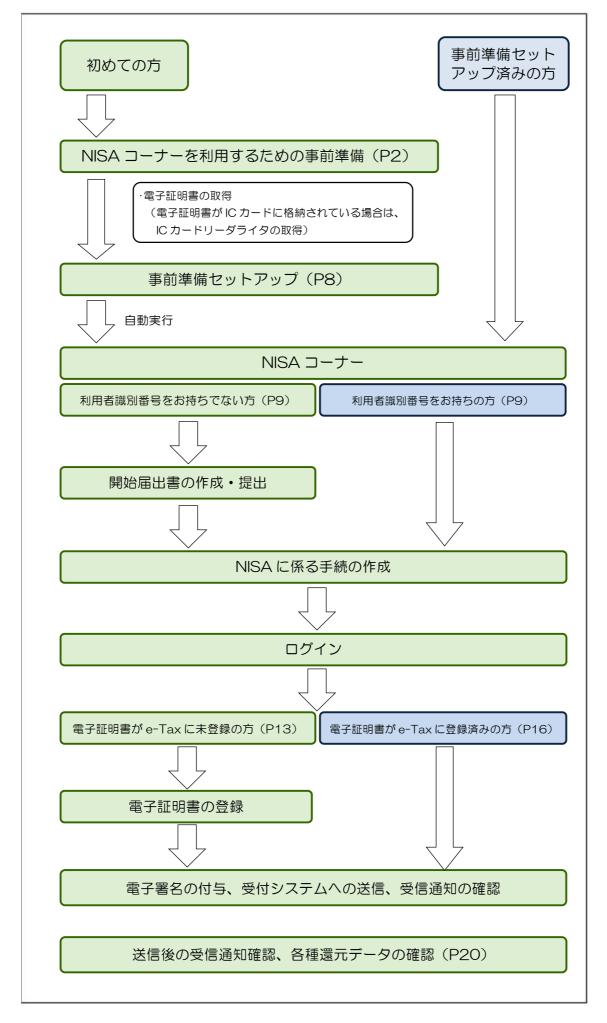


~ 目 次 ~

1	NISA コーナー フローチャート ・・・・・・・・	1
2	NISA コーナーの利用に当たって ・・・・・・・・	2
3	NISA コーナーの起動 ・・・・・・・・・・・・・	6
4	開始届出書の作成・提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	NISA に係る各種手続の流れ ・・・・・・・・・・	10
6	電子証明書の登録、電子署名の付与、受付システムへの送信、	
Ę	受信通知の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
7	送信後の受信通知確認、各種還元データの確認※・・・・・・・・・・	20
	(巻末資料)	
	CSV ファイルチェックエラー ・・・・・・・・・・・・	30
	その他エラーが発生した場合の対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(参考)XML 形式サンプルデータの見方 ・・・・・・・・	34

[※] 各種還元データとは、「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」、「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」、「届出事項等データに関する記載不備情報」のことをさします。

1 NISAコーナー フローチャート



2 NISAコーナーの利用に当たって

(1) 「NISAコーナー」で作成・送信可能な手続

- 「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」又は「未成年者非課税適用確認書の 交付申請書に記載された事項」
- 「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」
- 「非課税□座異動届出書に記載された事項等」又は「未成年者□座異動届出書に記載され た事項等」
- 「非課税□座移管依頼書に記載された事項等」又は「未成年者□座移管依頼書に記載され た事項等」
- 「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)」又は「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)」
- 「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)」
- 「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(未 成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」
- 「提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)」又は「提出事項(未成年者 □座廃止通知書の提出をした者に関する事項)」
- 「届出事項(非課税□座開設届出書に記載された事項等)」

(2) 利用上の注意事項

イ 利用可能時間

e-Taxの利用可能時間に限られます。

※利用可能時間については、e-Tax ホームページ>e-Tax の運転状況・利用可能時間 (https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm) をご確認ください。

ロ 事前準備セットアップ

「NISAコーナー」の利用には、「e-Taxソフト(WEB版)」及び「NISAコーナー」の事前 準備セットアップをインストールする必要があります。

また、Windowsで「NISAコーナー」をご利用するに当たっては、事前にChromeウェブストアからブラウザの拡張機能「e-TaxAP」をインストールする必要があります。

※ 「NISAコーナー」の事前準備セットアップを行うことで、「e-Taxソフト(WEB版)」 の事前準備セットアップを同時にインストールできます。

ハ 電子証明書

NISAに係る各種手続のデータの作成・送信には、電子証明書が必要となります。 なお、ICカードに格納されているタイプの電子証明書を使用する場合は、ICカードリーダライタを事前に取得し、ICカードリーダライタのセットアップを行う必要があります。

※ 利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページ>ホーム > 事前準備の流れ > 2 電子証明書の取得

※ 既にe-Taxを利用されている方で電子証明書を登録済みの方は不要です。

(3) 推奨環境

【ハードウェア】

· CPU: Pentium4(1.6GHz)以上(又はその相当品)

・メモリ: 1 GB以上

・ハードディスクドライブ(HDD):2GB以上の空きエリア

· 画面解像度: 1024 × 768以上

【Windows をご利用の方】

OS	ブラウザ	PDF 閲覧
Microsoft Windows 10	Microsoft Edge (Chromium)	
IVIICIOSOTE VIII IGOVVS TO	Google Chrome	Adobe Acrobat
M:	Microsoft Edge (Chromium)	Reader DC
Microsoft Windows 11	Google Chrome	

[※] 令和6年1月4日時点のものです。

【Macintosh をご利用の方】

OS	ブラウザ	PDF 閲覧
mac OS 11	Safari16.4	
mac OS 12	Safari16.4 Safari17.0	Adobe Acrobat
mac OS 13		Reader DC
mac OS 14	Safari17.0	

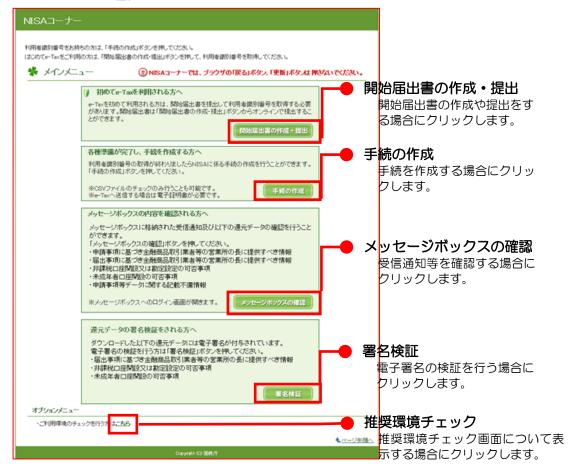
[※] 令和6年1月4日時点のものです。

- ※ サポートが終了しているOS等を含め、上記以外は推奨環境外となりますので、使用できない おそれがあります。
- ※ OSについては、いずれも日本語版であることが必要です。
- ※ OSには、最新のサービスパック等を適用した上でご利用ください。
- ※ インストール・アンインストール・バージョンアップを行う際には、管理者権限が必要となります。
- (注1) 留意事項をご確認の上、e-Taxをご利用ください。
- (注2) Microsoft Windowsの64bit版をご利用の場合、<u>e-Taxソフトをご利用になれない場合がありますのでご注意ください。</u>
- (注3) ご利用のICカードリーダライタ及び端末の種類によっては、マイナンバーカード等のカードタイプの電子証明書による電子署名等が正常に動作しない場合があることを確認しております。

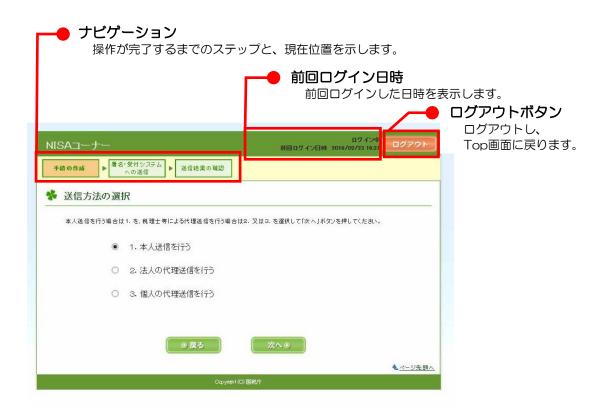
当該端末の IC カードリーダライタの対応状況については、お手数ですが、ご利用中の IC カードリーダライタのメーカへお問い合わせください。

(4) 画面の説明

(NISAコーナーTOP画面)



(送信方法の選択画面)



3 NISAコーナーの起動

(1) e-Taxホームページヘアクセスし、サイトマップをクリックします。



(2) サイトマップが表示されるので、各種ソフト・コーナーをクリックします。



(3) 画面下へスクロールし、NISAコーナーをご利用するに当たってをクリックします。



(4) NISAコーナーをご利用するに当たって

【NISAコーナーを初めて利用する方】

次ページ(P8)に記載がある事前準備セットアップを行ってください。

【事前準備セットアップが終了された方もしくは、NISAコーナーを既に利用している方】 次のボタンをクリックし、「NISAコーナー」のTop画面に進みます。







事前準備セットアップ

「NISAコーナーをご利用するに当たって」画面から、以下の手順を実施してください (https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxnisa/e-taxnisa1.htm)。

が使いのパソコンに合わせて「事前準備セットアップ」ボタンをクリックすると、事前準備セットアップインストーラのダウンロードが行われます。ダウンロードした事前準備セットアップインストーラを利用すると数に必要なソフト等をインストールすることができます。

Windowsをご利用の方に関しましては、事前準備セットアップのインストール後、Chromeウェブストアから「e-TaxAP」も併せてインストールしてください。

なお、事前準備セットアップの詳細については、「(Windows向け) セットアップインストールマニュアル」または、「(Macintosh/safari用) セットアップインストールマニュアル」をご確認ください。

Windowsをご利用の方

01 事前準備セットアップ

インストールマニュアル「(Windows向け)セットアップインストールマニュアル です」を確認の上、「事前準備セットアップ」ツールをパソコンにダウンロードした上でご利用ください。

- 事前準備セットアップ(Windows用) (exe形式:約8.2MB)
- ※ Microsoft Edgeをご利用の方は、Microsoft Storeを利用するためのアカウントが必要となる場合があります。
- 02 ブラウザの拡張機能「e-Tax AP」のインストール

Chrome ウェブストアへアクセスし、ブラウザの拡張機能「e-Tax AP」をインストールしてください。
Chrome ウェブストアへアクセスできない方は、よくある質問「Chrome ウェブストアへアクセスすることができません。どうすればよいですか。」をご確認ください。

Chrome ウェブストアへ



※ Microsoft Edgeをご利用の方で「他のストアからの拡張機能を許可する」の設定ができていない方は、「e-Tax AP」のインストールができません。

よくある質問「 Microsoft Edgeで「他のストアからの拡張機能を 許可する」操作手順について」をご確認ください。

Macintoshをご利用の方

インストールマニュアル「(Macintosh/safari用)セットアップインストールマニュアル (Macintosh/safari用)セットアップ J を確認の上、「事前準備セットアップ」ツールをパソコンにダウンロードした上でご利用ください。

▶ 事前準備セットアップ(Macintosh用)(dmg形式:約8.1MB)

*正常にインストールするためには、管理者権限でログインする必要があります。

4 開始届出書の作成・提出

(1) 利用者識別番号をお持ちでない方



O Top画面を表示し、「初めてe-Taxを利用される方へ」の 開始届出書の作成・提出をクリックします。



○ 提出する届出書を選択します。



開始届出書を提出する

○ 法人名称(フリガナ)等必要事項を入力し、送信すると利用者 識別番号、暗証番号が即時発行されます。



開始届出書の提出完了

- 利用者識別番号が発行されました。発行された利用者識別番号 は後ほど必要になります。
- (2) 利用者識別番号をお持ちの方 開始届出書の作成・提出は不要です。

5 NISAに係る各種手続の流れ

Top 画面

O Top画面を表示し、「各種準備が完了し、手続を作成する方へ」の手続の作成をクリックします。



CSV ファイルの選択

- 〇 参照をクリックし、CSVファイル(注)を選択します。CSVファイル選択後に

 読込をクリックします。

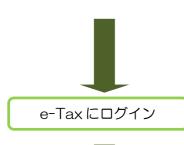
 読込んだCSVファイルの内容に応じて手続名、合計レコードが表示されます。

 確認が終わりましたら

 次へをクリックします。
 - (注) CSVファイルの作成に当たっては、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/) に掲載している「届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)を提供する場合に おけるレコードの内容及び記録要領等の制定について(法令解釈通達)」を参照してください。



※ 1 CSVファイルにつき合計レコードが5,000レコードを超える場合はエラーになります。したがって、1 画面につき、最大5ファイル、合計レコード25,000レコードまで読込可能です。



※ この画面で CSV ファイルの内容チェックを実施します。内容 不備等のエラーはエラー画面にて確認できます (P30)。

○ 利用者識別番号、暗証番号を入力してログインをクリックします。



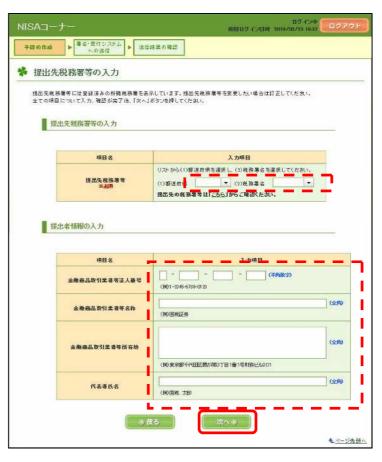
送信方法の選択

- 〇 送信方法を選択し、次へをクリックします。
 - ※ 金融商品取引業者等本人が送信を行う場合は、「1.本人送信を行う」を選択してください。



提出先税務署等の入力

○ 提出先税務署等を選択後、提出者情報を入力し、次へをクリックします。本店等による一括提供の場合は、本店等を所轄する税務署を選択します。



※ 提出先税務署等の入力については、データ件数やパソコンの 性能により、相当な時間がかかることがあります。

電子署名付与等

○ 引き続き「電子証明書の登録、電子署名の付与、受付システムへの送信、受信通知の確認」(P13)に進みます。

- 6 電子証明書の登録、電子署名の付与、受付システムへの送信、受信通知 の確認
 - (1) 電子証明書がe-Taxに未登録の方

電子証明書の登録

○ 電子証明書が未登録の場合は、電子証明書の<u>登録・更新</u>をクリックします。



媒体の選択

- 電子証明書が格納されている媒体を選択し、次へをクリックします。
- ※ カードタイプの場合、ICカードがICカードリーダに挿入されていることを確認してください。



電子証明書の選択

○ 電子証明書が格納されたファイルの選択、パスワードの入力を 行い、次へをクリックします。(ここでは「上記以外の電子証明 書をご利用の場合」を例に説明します。)



電子証明書の確認

○ 電子証明書の内容を確認し、登録・更新をクリックします。



即時通知の確認

- 「即時通知」が表示されます。次へをクリックし、電子証明書 の登録結果を確認してください。
 - ※「即時通知」は、再表示できないため、保存することをお勧め します。



受信通知の確認

O 電子証明書の登録結果として、受信通知が表示されます。 閉じるをクリックします。



電子証明書登録完了

○ 電子証明書の登録は完了です。登録内容が、「登録済み」になっていることを確認してください。続いて、電子署名の付与を行います。



電子署名の付与

○ 電子証明書が登録済み又は上記手順で電子証明書を登録しましたら、電子署名を付与します。電子署名の付与をクリックします。



媒体の選択

- 電子証明書が格納されている媒体を選択し、次へをクリックします。
 - ※ カードタイプの場合、I Cカードが I Cカードリーダに挿入されていることを確認してください。



電子証明書の選択

〇 電子証明書が格納されたファイルの選択、パスワードの入力を 行い、次へをクリックします。(ここでは「上記以外の電子証明 書をご利用の場合」を例に説明します。)



電子証明書の確認

○ 電子証明書の内容を確認し、電子署名の付与をクリックすることで電子署名を申告・申請データに付与します。



※ 電子署名の付与については、データ件数やパソコンの性能により、相当な時間がかかることがあります。

電子署名の付与完了

○ 電子署名の付与が完了したら、閉じるをクリックします。



受付システムへの送信

- 電子署名の状態が、「署名済」になっていることを確認し、<u>送</u> 信をクリックします。
 - ※ メッセージボックスにフォルダを作成されている方で、受信 通知を格納するフォルダを指定する場合は、フォルダ選択をク リックし、フォルダを選択します。



送信の確認



○ 確認メッセージが表示されるので、はいをクリックします。



即時通知の確認

- データの送信が完了すると「即時通知」が表示されます。 受信通知の確認をクリックし、送信結果を確認してください。
 - ※ 「即時通知」は、再表示できないため、印刷又は保存することをお勧めします。
 - ※ 混雑時には、即時通知の表示まで時間を要することがありますが、ブラウザを閉じたりせずにお待ちいただくようお願いします。



受信通知の確認

○ 「受信通知」画面を確認します。



送信完了

○ これで操作は完了です。

続けて作成される場合は、作成を続けるをクリックします。クリック後、CSVファイル選択画面(P10)が表示されますので、続けて作成を行ってください。

※ 続けて作成する場合は、再ログインの必要はありません。

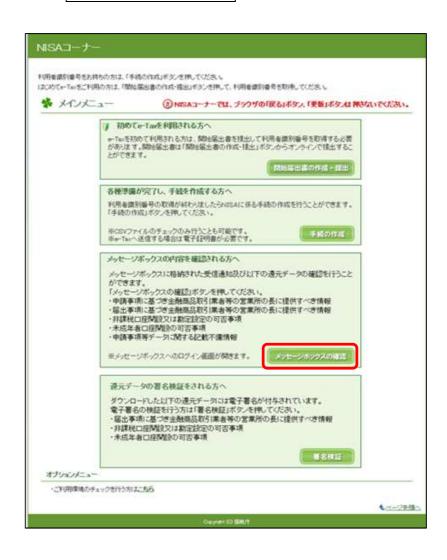


7 送信後の受信通知確認、各種還元データの確認

(1) メッセージの確認

Top 画面

O Top 画面を表示し、「メッセージボックスの内容を確認される方へ」のメッセージボックスの確認をクリックします。



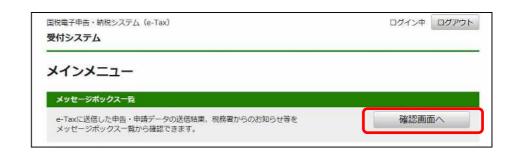
受付システムヘログイン

○ 利用者識別番号、暗証番号を入力し、ログインをクリックし、受付システムへログインします。



メニューの選択

○ メインメニュー画面の確認画面へをクリックします。



メッセージの選択

〇 確認したいメッセージをクリックします。



- ※ 送信した手続に対する受信通知、各種還元データの判別は、表示 される画面の「手続き名」で判断してください。
- ※ 各種還元データは税務署での審査が完了した後にメッセージボックスに格納されます。e-Taxにメールアドレスを登録しておくと、各種還元データがメッセージボックスに格納されたタイミングで通知が行われます。e-Taxにメールアドレスを登録する手順については、(P24)を参照ください。

メッセージの確認

○ メッセージの内容を確認します。



※ 上記は送信した手続に対する受信通知の表示例です。



- ※ 上記は「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」の提供時の表示例です。
- ※ 「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者 口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等 の営業所の長に提供すべき情報」は、「申請事項に基づき金融商 品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」とは異なり、書 面での提供を行いません。そのため当XMLデータの原本性を証 明するために電子署名が付与されています。XMLデータの原本 性を確認する手順については、P27(3)を参照ください。
- ※ 各種還元データの見方については、巻末資料(P34)を参照ください。

確認完了

○ これで送信後の受信通知確認、各種還元データの確認は完了です。

Top 画面

O Top 画面を表示し、「メッセージボックスの内容を確認される方へ」のメッセージボックスの確認をクリックします。



受付システムヘログイン

○ 利用者識別番号、暗証番号を入力し、ログインをクリックし、受付システムへのログインを行います。



メニューの選択

○ メインメニュー画面のメールアドレスの登録等、お知らせメール の宛名登録をクリックします。



※ メールアドレスを既に登録済みの方は改めて登録をする必要は ありません。 メールアドレスの登録

○ メールアドレスを入力し、登録・変更をクリックします。



※ サブメールアドレス、お知らせメールへ表示する宛名は必要 に応じて入力してください。

登録完了

○ メッセージが表示されると、メールアドレスの登録は完了です。 各種還元データがメッセージボックスに格納されると、登録した メールアドレスに通知されます。



(3) 「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」の署名検証

面画 qoT

O Top 画面を表示し、「還元データの署名検証をされる方へ」の署名検証をクリックします。



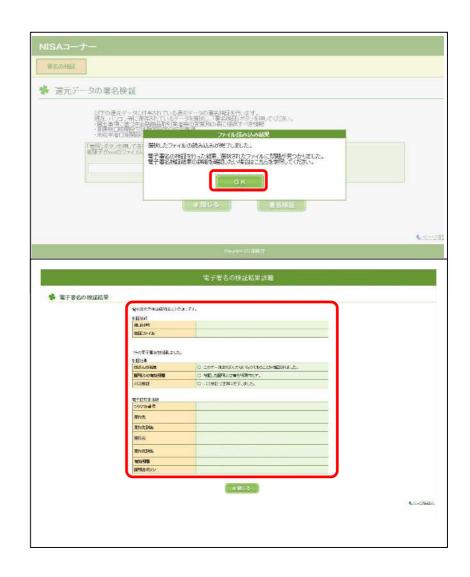
署名検証

参照をクリックし、ダウンロードした「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」ファイルを選択します。ファイル選択後に署名検証をクリックします。



署名検証完了

○ 検証結果が表示されます。「こちら」のリンクをクリックすると、 電子署名の検証結果詳細が表示されます。これで「非課税口座開設 又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届 出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情 報」の署名検証は完了です。



※ e-Taxソフトのサーバ署名の有効期限切れに対応したことに 伴い、「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年 者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者 等の営業所の長に提供すべき情報」について、平成28年11月 1日以降に署名検証を行った場合に、検証結果として有効期限 が切れているエラーが表示されることがあります(以下の画面 参照)。

過去分の各種還元データについて署名検証を行う際にはご留 意ください。

なお、各種還元データの内容等に影響はありません。



巻末資料 CSV ファイルチェックエラー

O CSVファイル読込時に内容不備等のエラーがあると、以下の画面が表示されます。 画面に表示された内容に従って、CSVファイルの修正を行ってください。



(1) エラーは読込ファイル単位に出力

エラー一覧画面は CSV ファイルごとに出力されます。なお、windows/ Edge 以外の場合、「印刷」ボタンは表示されません。

(2) エラー箇所の特定

画面に出力されている「エラーレコード」は CSV ファイルの行番号を意味します。「エラー位置」はカンマ(,)記号で区切られたそれぞれの項目のうち、先頭から何番目の項目でエラーが発生しているかが出力されます。

例えば「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」又は「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」について、3行目に記載された レコードの、先頭から6番目のCSV項目となる「申請者の氏名」の内容にエラーが発生している場合、「エラーレコード」は「3レコード目」、「エラー位置」は「6」と出力されます。

(3) エラー内容

エラー内容が出力されます。エラー内容を確認し、CSV ファイルを修正してください。なお、エラー内容は以下の種類があります。

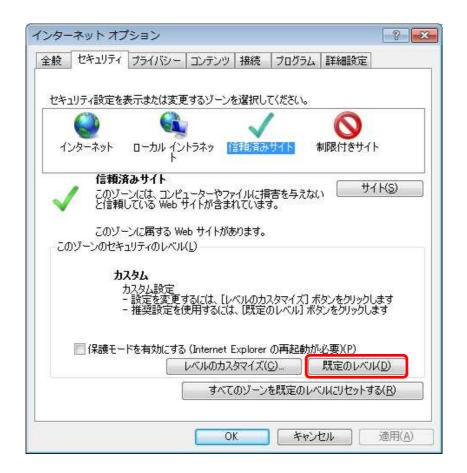
項番	エラー内容
1	値が入力されていません。
2	入力された局署名称は正しくありません。
3	全角カタカナ以外の文字が含まれています。
4	半角数字以外の文字が含まれています。
5	入力が不要な項目です。
6	使用できない文字が含まれています。
7	入力できる文字数を超えています。
8	入力された桁数が正しくありません。
9	値の範囲外です。
10	入力内容が正しくありません。
11	入力された局署番号は正しくありません。
12	入力された日付は実在しません。
13	入力された日付の関連性が正しくありません。

巻末資料 | その他エラーが発生した場合の対処

○ お使いのブラウザの設定状況によっては、NISA コーナーのページが正しく開けない場合や、各種操作時にエラーが発生する場合があります。以下の手順に従ってブラウザの設定を確認してください。

セキュリティ設定の確認

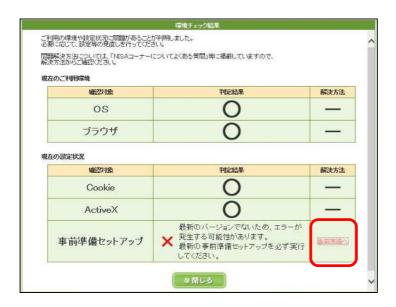
お使いのPCのインターネットオプションを表示してください。「セキュリティ」タブをクリックし、「信頼済みサイト」をクリックします。以下の画面のように「このゾーンのセキュリティのレベル」が「カスタム」となっている場合、「既定のレベル」ボタンをクリックしてください。「中」と表示されていれば、規定のレベルとなっています。なお、この操作によってブラウザのセキュリティのレベルが変更されますので、ご注意ください。



巻末資料 | その他エラーが発生した場合の対処

推奨環境チェック結果の確認

NISA コーナーのページへ接続した場合に、ご利用の環境が不十分であると以下のような画面が表示されることがあります。「環境チェック結果」画面の「判定結果」が「×」となっている項目について、「解決方法」のリンクを参照しながら設定等の見直しをお願いします。



(図は事前準備セットアップが不十分だった場合の画面です。)

また、NISA コーナーのオプションメニューから再度推奨環境チェック画面について表示することが可能です。



巻末資料

(参考) XML 形式サンプルデータの見方

申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に 提供すべき情報

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第29項)

```
XML Editorで開いた場合
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DATA xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen">
 <GEP010 VR="1.0">
  <PLA00000>
   <PLA00010>識別するための記号又は番号1</PLA00010> 1 レコード目
   <PLA00020>0</PLA00020>
   <PLA00030 />
 </PLA00000>
  <PLA00000>
   <PLA00010>識別するための記号又は番号2</PLA00010> 2レコード目
   <PLA00020>1</PLA00020>
   <PLA00030>12345678900101</PLA00030>
 </PLA00000>
  <PLA00000>
   <PLA00010>識別するための記号又は番号3</PLA00010>
                                     3レコード目
   <PLA00020>1</PLA00020>
   <PLA00030>12345678900103</PLA00030>
</PLA00000>
 </GEP010>
</DATA>
```

XML Editorで開いた場合(未成年者非課税適用確認書が交付される場合)

<PLA00000>

タグ名(※)とタグ名の間が「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」になります。

```
<PLA00010>識別するための記号又は番号1</PLA00010>
<PLA00020>1</PLA00020>
<PLA00030>12345678900101</PLA00030>
</PLA00000>

<PLA00010>識別するための記号又は番号2</PLA00010>
<PLA00020>2</PLA00020>
<PLA00030>12345678900102</PLA00030>
</PLA00000>
</PLA00000>
```

XML Editorで開いた場合(未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合)

<PLA00000>

- <PLA00010>識別するための記号又は番号 0</PLA00010>
- <PLA00020>**0**</PLA00020>
- <PLA00030/>
- </PLA00000>
- <PLA00000>
 - <PLA00010>識別するための記号又は番号 3</PLA00010>
 - <PLA00020>3</PLA00020>
- <PLA00030/>
- </PLA00000>

「未成年者非課税適用確認書又は未成年者 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通 知書の別」が「O(通知書)」又は「3(通 知書(同時の重複申請あり))」の場合には、 「整理番号」は、記録されません。

※ タグ名の説明

タグ名	項目名	
PLA00010	未成年者非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号	
PLA00020	未成年者非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付を行わな	
	い旨の通知書の別	
PLA00030	整理番号	

- ※ 届出事項等の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「未成年者非 課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号(タグ名 PLA00010)」に記録されません(タグ名のみ記録されます)ので、ご注意ください(「未成年者非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号(タグ名 PLA00010)」の情報は、「申請事項に 基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」のデータと「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」のデータを突合する場合にご活用ください。)。
- ※ 「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報(租税特別措置法施行令第25条の13の8第29項)」については、e-Taxで申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されることから、同一ファイルに混在する場合があります。

巻末資料

(参考) XML 形式サンプルデータの見方 非課税口座開設又は勘定設定の可否事項

```
XML Editorで開いた場合
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DATA xmlns:gen ="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/general"</pre>
xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen">
  <GEP020 id="GEP020" VR="1.0">
    <PMA00000>
                                             1 レコード目
      <PMA00010>国税 太郎</PMA00010>
      <PMA00020>コクゼイ タロウ</PMA00020>
      <PMA00030>
        <gen:era>3</gen:era>
        <gen:yy>63</gen:yy>
        <gen:mm>12</gen:mm>
        <gen:dd>31</gen:dd>
      </PMA00030>
      <PMA00040>1</PMA00040>
      </PMA00050>
      <PMA00060>12345678900101</PMA00060>
      <PMA00070>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>27</gen:yy>
      </PMA00070>
      <PMA00080>識別するための記号又は番号1</PMA00080>
     </PMA00000>
      <PMA00000>
      <PMA00010>国税 花子</PMA00010>
                                             2 レコード目
      <PMA00020>コクゼイ ハナコ</PMA00020>
      <PMA00030>
        <gen:era>3</gen:era>
        <gen:yy>43</gen:yy>
        <gen:mm>04</gen:mm>
        <gen:dd>01</gen:dd>
      </PMA00030>
      <PMA00040>0</PMA00040>
      <PMA00050>01</PMA00050>
      <PMA00060>12345678900102</PMA00060>
      <PMA00070>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>27</gen:yy>
      </PMA00070>
      <PMA00080>識別するための記号又は番号 2</PMA00080>
  </PMA00000>
  </GEP020>
~~電子署名部分~~
 </DATA>
```

XML Editorで開いた場合(非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる場合)

<PMA00040>**1**</PMA00040> </PMA00050> 場合には、〈PMA00050〉には記録されません(タグ名のみ記録されます。)。

<PMA00040>に「1」が記録されている

<PMA00060>12345678900103</PMA00060>

IML Editorで開いた場合(非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合)

<PMA00040>**0**</PMA00040><PMA00050>**01**</PMA00050>

提出事項に記録された提出者について、その提出 者に係る変更届出事項又は廃止届出事項(廃止年 月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合 には、〈PMAOOO5O〉に「O1」が記録されます。

<PMA00060>12345678900104</PMA00060>

XML Editorで開いた場合(非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合)

<PMA00040>**0**</PMA00040>

<PMA00050>**02**</PMA00050>

<PMA00060>12345678900105</PMA00060>

提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合には、〈PMAOOO5O〉に「O2」が記録されます。

XML Editorで開いた場合(非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合)

<PMA00040>**0**</PMA00040>

<PMA00050>**03**</PMA00050>

<PMA00060>12345678900106</PMA00060>

提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合には、〈PMAOOO5O〉に「O3」が記録されます。

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PMA00010	提出者の氏名
PMA00020	提出者のフリガナ
PMA00030	提出者の生年月日
PMA00040	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる旨又はできない旨
PMA00050	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由
PMA00060	提出者の整理番号
PMA00070	非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
PMA00080	廃止通知書を識別するための記号又は番号

- ※ 届出事項等の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「廃止通知書を識別するための記号又は番号(タグ名 PMA00080)」に記録されません(タグ名のみ記録されます)ので、ご注意ください(「廃止通知書を識別するための記号又は番号(タグ名 PMA00080)」の情報は、「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」のデータと「提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)」のデータを突合する場合にご活用ください。)。
- ※ 「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」については、e-Taxで申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されることから、同一ファイルに混在する場合があります。
- ※ 当 XML データには原本性を証明するために電子署名が付与されています。 XML データ の原本性を確認する手順については、P27(3)を参照ください。

巻末資料

(参考) XML 形式サンプルデータの見方 未成年者口座開設の可否事項

```
XML Editorで開いた場合
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
< <DATA xmlns:gen ="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/general</p>
"xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen">
  <GEP020 id="GEP020" VR="1.0">
    <PMA00000>
                                            1 レコード目
      <PMA00010>国税 太郎</PMA00010>
      <PMA00020>コクゼイ タロウ</PMA00020>
      <PMA00030>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>20</gen:yy>
        <gen:mm>12</gen:mm>
        <gen:dd>31</gen:dd>
      </PMA00030>
      <PMA00040>1</PMA00040>
      </PMA00050>
      <PMA00060>12345678900101</PMA00060>
      <PMA00070>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>28</gen:yy>
      </PMA00070>
      <PMA00080>識別するための記号又は番号1</PMA00080>
    </PMA00000>
      <PMA00000>
      <PMA00010>国税 花子</PMA00010>
                                             2 レコード目
      <PMA00020>コクゼイ ハナコ</PMA00020>
      <PMA00030>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>21</gen:yy>
        <gen:mm>04</gen:mm>
        <gen:dd>01</gen:dd>
      </PMA00030>
      <PMA00040>0</PMA00040>
      <PMA00050>01</PMA00050>
      <PMA00060>12345678900102</PMA00060>
      <PMA00070>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>28</gen:yy>
      </PMA00070>
      <PMA00080>識別するための記号又は番号 2</PMA00080>
  </PMA00000>
  </GEP020>
~~電子署名部分~~
 </DATA>
XML Editorで開いた場合(未成年者口座の開設ができる場合)
                                      <PMA00040>に「1」が記録されている
```

<PMA00040>1</PMA00040>

</PMA00050>

<PMA00060>12345678900103</PMA00060>

XML Editorで開いた場合(未成年者口座の開設ができない場合)

<PMA00040>**0**</PMA00040> <PMA00050>**01**</PMA00050>

<PMA00060>12345678900104</PMA00060>

場合には、〈PMAOOO5O〉には記録され ません(タグ名のみ記録されます。)。

提出事項に記録された提出者について、その提出 者に係る廃止届出事項(廃止年月日が同一のもの に限ります。) の提供がない場合には、 <PMA00050>に「01」が記録されます。

XML Editorで開いた場合(未成年者口座の開設ができない場合)

<PMA00040>**0**</PMA00040>

<PMA00050>**02**</PMA00050>

<PMA00060>12345678900105</PMA00060>

提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合には、〈PMAOOO5O〉に「O2」が記録されます。

XML Editorで開いた場合(未成年者口座の開設ができない場合)

<PMA00040>**0**</PMA00040>

<PMA00050>**03**</PMA00050>

<PMA00060>12345678900106</PMA00060>

提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合には、〈PMAOOO5O〉に「O3」が記録されます。

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PMA00010	提出者の氏名
PMA00020	提出者のフリガナ
PMA00030	提出者の生年月日
PMA00040	未成年者口座の開設ができる旨又はできない旨
PMA00050	未成年者口座の開設ができない理由
PMA00060	提出者の整理番号
PMA00070	非課税管理勘定の年分
PMA00080	廃止通知書を識別するための記号又は番号

- ※ 届出事項等の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「廃止通知書を識別するための記号又は番号(タグ名 PMA00080)」に記録されません(タグ名のみ記録されます)ので、ご注意ください(「廃止通知書を識別するための記号又は番号(タグ名 PMA00080)」の情報は、「未成年者口座開設の可否事項」のデータと「提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)」のデータとの突合を行う場合にご活用ください。)。
- ※ 「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」については、e-Taxで申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されることから、同ーファイルに混在する場合があります。
- ※ 当 XML データには原本性を証明するために電子署名が付与されています。 XML データ の原本性を確認する手順については、P27(3)を参照ください。

巻末資料

(参考) XML 形式サンプルデータの見方

届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報

```
XML Editorで開いた場合
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DATA xmlns:gen="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/general"</pre>
xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen">
  <GEP030 id="GEP030" VR="1.0">
    <PNA00000>
       <PNA00010>識別するための記号又は番号</PNA00010>
       <PNA00020>1</PNA00020>
       <PNA00030>国税 太郎</PNA00030>
                                             1 レコード目
       <PNA00040>コクゼイ タロウ</PNA00040>
       <PNA00050>
        <gen:era>3</gen:era>
         <gen:yy>63</gen:yy>
         <gen:mm>12</gen:mm>
         <gen:dd>31</gen:dd>
       </PNA00050>
       <PNA00060/>
       <PNA00070>77018400000020</PNA00070>
       <PNA00080>
         <gen:era>4</gen:era>
         <gen:yy>30</gen:yy>
       </PNA00080>
      </PNA00000>
    <PNA00000>
      <PNA00010>識別するための記号又は番号
       <PNA00020>2</PNA00020>
       <PNA00030>国税 花子</PNA00030>
                                             2 レコード目
       <PNA00040>コクゼイ ハナコ</PNA00040>
       <PNA00050>
         <gen:era>4</gen:era>
         <gen:yy>02</gen:yy>
        <gen:mm>11</gen:mm>
         <qen:dd>04</gen:dd>
       </PNA00050>
       <PNA00060>東京都千代田区霞が関3-1-1</PNA00060>
       <PNA00070>77018400000046</PNA00070>
       <PNA00080>
         <gen:era>4</gen:era>
         <gen:yy>30</gen:yy>
       </PNA00080>
      </PNA00000>
   </GEP030>
~~電子署名部分~~
 </DATA>
```

XML Editorで開いた場合(同日日付重複の申請事項もしくは届出事項の提出があったため

非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合)

- <PNA00020>**3**</PNA00020>
- <PNA00030>国税 次郎</PNA00030>
- <PNA00040>コクゼイ ジロウ</PNA00040>

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PNA00010	届出事項を識別するための記号又は番号
PNA00020	他の届出事項及び申請事項の有無
PNA00030	提出者の氏名
PNA00040	提出者のフリガナ
PNA00050	提出者の生年月日
PNA00060	提出者の現住所(居所)又は所在地
PNA00070	整理番号
PNA00080	(空白)

- ※ 届出事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「届出事項を識別するための記号又は番号(タグ名 PNA00010)」に記録されません(タグ名のみ記録されます)ので、ご注意ください(「届出事項を識別するための記号又は番号(タグ名 PNA00010)」の情報は、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」のデータと「届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)」のデータを突合する場合にご活用ください。)。
- ※ 当 XML データには原本性を証明するために電子署名が付与されています。 XML データ の原本性を確認する手順については、P27(3)を参照ください。

巻末資料

(参考) XML 形式サンプルデータの見方 届出事項等データに関する記載不備情報

```
XML Editorで開いた場合
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DATA xmlns:gen="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/general"</pre>
xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen">
  <GEP040 VR="1.0">
    <PPA00000>
        <gen:yyyy>2019</gen:yyyy>
        <gen:mm>01</gen:mm>
        <gen:dd>08</gen:dd>
     </PPA00000>
     <PPB00000>01101</PPB00000>
     <PPC00000>麹町 </PPC00000>
     <PPD00000>コクゼイ証券</PPD00030>
     <PPE00000>
       <PPE00010>国税 太郎</PPE00010>
                                              1 レコード目
       <PPE00020>コクゼイ タロウ</PPE00020>
       <PPE00030>7701840000020</PPE00030>
       <PPE00040>
         <gen:era>3</gen:era>
         <gen:yy>63</gen:yy>
         <gen:mm>12</gen:mm>
         <gen:dd>31</gen:dd>
       </PPE00040>
       <PPE00050>2019010409300000000</PPE00050>
       <PPE00060>0000001</PPE00060>
       <PPE00070>003</PPE00070>
       <PPE00080>04</PPE00080>
       <PPE00090>01</PPE00090>
       <PPE00100>営業所使用欄の内容</PPE00100>
     </PPE00000>
     <PPE00000>
       <PPE00010>国税 花子</PPE00010>
                                               2 レコード目
       <PPE00020>コクゼイ ハナコ</PPE00020>
       <PPE00030>77018400000046</PPE00030>
       <PPE00040>
         <gen:era>4</gen:era>
         <gen:yy>02</gen:yy>
         <gen:mm>11</gen:mm>
         <gen:dd>04</gen:dd>
       </PPE00040>
       <PPE00050>2019010409300000000</PPE00050>
       <PPE00060>0000002</PPE00060>
       <PPE00070>009</PPE00070>
       <PPE00080>09</PPE00080>
       <PPE00090>11</PPE00090>
       <PPE00100>営業所使用欄の内容</PPE00100>
     </PPE00000>
  </GEP040>
 </DATA>
```

```
XML Editorで開いた場合(エラーコードの見方)
```

```
<PPE00070>009</PPE00070>
<PPE00080>09</PPE00080>
```

<PPE00090>**11**</PPE00090>

届出事項等に記録された提出者について、記載 不備の理由である、エラーコード(AAA-BB -CC)が〈PPEOOO7O〉~〈PPEOOO9O〉に記 録されます。

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PPA00000	処理年月日
PPB00000	局署番号
PPC00000	局署名称
PPD00000	提出先営業所名称
PPE00000	エラー単位
PPE00010	提出者の氏名
PPE00020	提出者のフリガナ
PPE00030	提出者の整理番号
PPE00040	提出者の生年月日
PPE00050	e-Tax 受付番号
PPE00060	行番号
PPE00070	エラーコードA(届出事項等の種類)
PPE00080	エラーコードB(エラーの種類)
PPE00090	エラーコード C (エラー項目番号 (申請書・届出書内の項番を示す。))
PPE00100	営業所使用欄

- ※ 「届出事項等データに関する記載不備情報」(以下「記載不備還元データ」といいます。) の処理方法については、国税庁 HP>ホーム>利用者別に調べる>源泉徴収義務者の方> NISA に関する情報>記載不備還元データについて>記載不備還元データの処理要領 (https://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/kisaifubi.htm) をご確認下さい。
- ※ 届出事項等の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「営業所使用欄(タグ名 PPE00100)」に記録されません(タグ名のみ記録されます)ので、ご注意ください(「エラーコード A(タグ名 PPE00070)、「営業所使用欄(タグ名 PPE00100)」の情報は、記載不備還元データと届出事項等のデータを突合する場合にご活用ください。)。
- ※ 1義務者につき複数のエラーコードが生じた場合、「エラー単位(タグ名 PPE00000)」毎に複数レコードが作成されます。
- ※ 記載不備還元データについては、e-Tax で申請した受付番号の単位でメッセージボック スに格納されることから、全ての申請区分が同一ファイルに混在する場合があります。ま た、同一の受付番号であっても処理年月日が相違する記載不備があれば、別のファイルが 作成される場合があります。